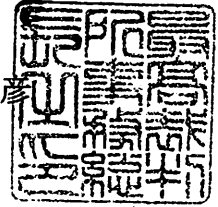


令和元年6月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

6月20日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、裁判官の分限事件手続規則第9条に基づき、分限事件の裁判の全文を官報に掲載して公示することで裁判官の罷免理由を公にしていることをも踏まえた司法行政文書が別途存在すると思われる旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官の分限事件手続規則9条に基づき、分限事件の裁判の全文を官報に掲載して公示することで裁判官の罷免理由を公にしているにもかかわらず、司法修習生の罷免理由を公にすると、司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月21日付けで「情報公開・個人情報保護審査委員会作成の答申書（平成30年度（最情）答申第32号）」（

以下「答申書」という。)を対象文書として特定し、開示の判断を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所が取得した答申書は、罷免された司法修習生の氏名、修習期、罷免理由等を不開示とした最高裁判所の判断に対する苦情申出に関するものであり、答申書の第4の2に、司法修習生の罷免理由を公にすると、司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる記載がある。また、答申書以外に本件開示申出に係る司法行政文書を保有する必要はない。

イ よって、本件対象文書を開示した原判断は相当である。